

(別紙様式1)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：香川県
農業委員会名：三木町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	申請者等へは受付窓口において周知を図っており、一般への周知についても広報誌により周知している。
改善措置	引き続き広報誌等を活用して住民に広く周知していく。
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約5日間
改善措置	議事録作成のさらなる迅速化に取り組む。

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	引き続き詳細な議事録作成を行う。
------	------------------

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局窓口に備え付け。
改善措置	今後は、閲覧に供していることについて、ホームページ等により周知を図る。

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 77件、うち許可 77件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申請書及び添付書類等に記載された内容について、農地基本台帳との照会または現地確認により、厳正な審査を行う。			
	是正措置	引き続き上記による事実関係の確認を行う。			
総会等での審議	実施状況	農地部会において、審査基準の各項目に適合するか否かについて農地部会全委員により審議を行う。			
	是正措置	引き続き上記による審議を行う。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録への記載。			
	是正措置	引き続き上記による公表を行う。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 4週間	処理期間(平均)	4週間
	是正措置	引き続き上記による処理を行い、更なる事務処理の迅速化に取り組む。			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 75件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農地区分の判断、関係利権者の同意の状況、周辺農地の富農条件への支障等について、申請書類に基づいて客観的に判断するとともに、農業委員による現地確認により、厳正確実な審査を行う。			
	是正措置	引き続き上記による事実関係の確認を行う。			
総会等での審議	実施状況	農地部会において、審査基準の各項目に適合するか否かについて現地調査を行った委員から報告を行った上で、農地部会全委員により審議を行う。			
	是正措置	引き続き上記による審議を行う。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録への記載。			
	是正措置	引き続き上記による公表を行う。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 3週間	処理期間(平均)	3週間
	是正措置	引き続き上記による処理を行い、更なる事務処理の迅速化に取り組む。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		7 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		7 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	—	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	231件	公表時期 平成27年1月
		情報の提供方法:ホームページで公表。		
	是正措置	—		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	328件	取りまとめ時期 平成27年3月
		情報の提供方法:農業委員会としては情報提供していない。		
	是正措置	—		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	1,821ha	整備方法 農地基本台帳システムによる。
		データ更新:随時更新している。		
	是正措置	—		

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし。
農地転用に関する事務	意見なし。
農業生産法人からの報告への対応	意見なし。
情報の提供等	意見なし。
その他法令事務に関するもの	意見なし。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 821ha	24ha	1.32%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地が毎年増加している。農地所有者等への解消指導とともに、耕作可能な農地においては、担い手への利用集積、土地条件により耕作困難な農地においては、ほ場の整備などを併せて行う必要がある。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5ha	6ha	120%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月	29人	11月	
	調査方法	1管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。 遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認する。 2調査区域を6地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査する。 3農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査する。			
遊休農地への指導	実施時期: 月～月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月	28人	11月	
	調査方法	国・県・町が推進する農業施策と連携を取りながら、耕作放棄地の解消に努めた。10月に農地パトロールを実施し、農地所有者等に対する改善指導を行った。			
	遊休農地への指導	実施時期: 月～月			
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 件	指導面積: ha	指導対象者: 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標の達成に向けて今後も継続して活動していく必要があり、目標としては妥当であった。
活動に対する評価の案	戸別訪問指導により、遊休農地解消への理解は進みつつあるが、年々遊休農地は増加傾向にあるため、さらなる周知徹底が必要である。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし。
活動の評価案に対する意見等	意見なし。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標の達成に向けて今後も継続して活動していく必要があり、目標としては妥当であった。
活動に対する評価	戸別訪問指導により、遊休農地解消への理解は進みつつあるが、年々遊休農地は増加傾向にあるため、さらなる周知徹底が必要である。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	農家数	996戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	266戸	84経営	0法人	5団体
	農業生産法人数	7法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、担い手の育成・確保が急務である。このため、農用地の利用集積、経営基盤の強化と経営の合理化を進め、安定的な農業経営体を育成する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	90経営	5法人	0団体
実 績 ②	91経営	0法人	5団体
達成状況 (②/①×100)	101.1%	0%	—

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	経営改善計画の達成に向けた取り組みなどに対して、関係機関と連携して制度周知等を行う。	特定農業団体に対して法人化するよう支援を行う。	必要に応じて推進を検討する。
活動実績	町産業振興課と連携して経営改善計画の達成に向けた取り組みを行った。	法人化に向けての支援を行った。	

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	
活動に対する評価の案	担い手へのさらなる掘り起こしが必要。	特定農業団体へのさらなる周知・支援が必要。	

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし。		
活動の評価案に対する意見等	意見なし。		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	
活動に対する評価	担い手へのさらなる掘り起こしが必要。	特定農業団体へのさらなる周知・支援が必要。	

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1, 821ha	241ha	13.23%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。また、担い手による一定の規模拡大は終了しており、今後の面的集積による経営の効率化、更なる担い手の確保を積極的に進める必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
45ha	4ha	8.88%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手や団体との相互の連携や土地利用の調整を図り、農業経営体に効率的な作業が可能となるような面的集積を図る。また、平成20年度より運営している農地情報銀行を有効活用し、利用権設定事業等の推進を行う。
活動実績	広報誌等で利用権設定の制度を周知した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	高齢化等により、農地集積減に対応できていない。
活動に対する評価の案	農地情報銀行活動を中心に農地の借り手の確保に努める必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし。
活動の評価案に対する意見等	意見なし。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	高齢化等により、農地集積減に対応できていない。
活動に対する評価	農地情報銀行活動を中心に農地の借り手の確保に努める必要がある。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 821ha	0ha	0%
課 題	遊休農地の増加に伴う不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上の課題である。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	-%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地パトロールの実施を広報誌等に掲載し農業者等へ周知。
活動実績	農地パトロールの実施を広報誌等に掲載し農業者等へ周知を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用の発生を防止するため、農業者等の周知に務めるとともに、農地転用申請に伴う現地確認、農地パトロールを徹底していることから有効であったと評価する。
活動に対する評価の案	違反転用の発生を防止するため、農業者等の周知に務めるとともに、農地転用申請に伴う現地確認、農地パトロールを徹底していることから有効であったと評価する。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし。
活動の評価案に対する意見等	意見なし。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用の発生を防止するため、農業者等の周知に務めるとともに、農地転用申請に伴う現地確認、農地パトロールを徹底していることから有効であったと評価する。
活動に対する評価結果	違反転用の発生を防止するため、農業者等の周知に務めるとともに、農地転用申請に伴う現地確認、農地パトロールを徹底していることから有効であったと評価する。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。